

農業者戸別所得補償法案に対する修正案

農業者戸別所得補償法案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年年度」に改め、同条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年年度」に改める。

附則第九条のうち租税特別措置法第二十四条の二第一項の改正規定中「平成二十五年法律第 号」を

「平成二十六年法律第 号」に改める。

附則第十条第一項中「平成二十六年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。

附則第十一条のうち砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第十九条第二項の改正規定、附則第十二条のうち食料・農業・農村基本法第四十条第三項の改正規定及び附則第十三条のうち独立行政法人農畜産業振興機構法第十一条第一号の改正規定中「平成二十五年法律第 号」を「平成二十六年法律第 号」に改める。

附則第十四条のうち特別会計に関する法律第二百二十四条第三項の改正規定中「第二百二十四条第三項」を「第

百二十四条第二項」に、「平成二十五年法律第 号」を「平成二十六年法律第 号」に改める。

附則第十五条中「平成二十五年度」を「平成二十六年年度」に改める。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十七条とする。